# V 管理

# 1 管理の基本的考え方

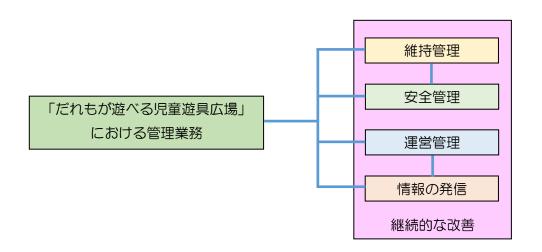
「だれもが遊べる児童遊具広場」は、特別な基準に基づいた特別な仕様の遊具を 導入するわけではない。しかし、一方で遊具は重大事故の発生が比較的多い公園施 設でもある。そのため、適切な管理が必要となる。

管理は、「維持管理」「安全管理」「運営管理」に分けることがきる。そのほか、「情報の発信」「継続的な改善」も重要な業務となる。

## 【解 説】

管理では、遊具や広場施設の性能確保や機能保全を基礎としつつ、利用者が、一緒に楽しく自由に遊び、安全・安心に過ごせるよう管理・運営するという視点が必要となる。

最低限、通常の都市公園の管理でも「だれもが遊べる児童遊具広場」が管理できることが基本であるが、ヘルプ要請や緊急時に対応できるような管理体制づくりは必要である。



図V-1-1 管理業務の区分

# 2 維持管理

施設等の性能や機能が、適正に利用できる状態か点検し、修繕、補修、交換等を行う。

#### 【解 説】

通常の公園と同様に、広場の清掃、遊具や施設等の清掃や保守、植栽管理などが 主な業務となる。

広場や遊具の掃除や、花壇の手入れなどには、地域住民や公園利用者と協働で行うことも検討する。そうすることにより、地域交流の機会が広がり、広場への愛着や理解も深まることとなる。



写真1 専門業者による点検



写真2 多様な参加者による維持管理

# 3 安全管理

施設等のリスク管理を行い、物理的ハザードの発見・除去を行う。

#### 【解 説】

遊具にいろいろな機能を加えることにより、使われ方や維持管理方法も複雑化しており、遊具機能の維持に加え安全管理が重要になっている。

特に外国製遊具の増加により、補修に時間を要するケースが増えているので、部品のストック体制づくりなどを強化していく必要がある。

なお、遊具の安全管理においては下記の指針及び基準に基づき実施する。

#### (再掲)

- ■都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版) 平成26(2014)年6月 国土交通省
- ■遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S: 2014 平成 26(2014) 年6月 一般社団法人 日本公園施設業協会

# 4 運営管理

遊具整備だけでは対応できない部分や、人による対応でより遊びが充実する部分など、公園をさらに安全で楽しく使ってもらうための取組を検討する。

#### 【解 説】

#### (1) 運営管理者の教育

広場の整備効果が十分発揮されるためには、公園を整備や管理する自治体職員の教育も必要となる。障がいを持った人との関わりが少ないため、施設を整備したからといって利用実態を理解できるものではなく、理解を深めるためには、

- 連携、支援団体や専門家など、外部と連携したプログラムの取り入れ
- •「インクルージョン研修」等の開催

などが有効である。

## (2) 多様な関係者の参画のしくみづくり

① 地域住民、ボランティア等による協力体制づくり

"だれもが遊べる"という施設の性格上、可能な限り人と人が関わりとふれあいをもって運営していく姿勢が必要とされる。

公園管理者は、地域住民やプレイワーカー、子育てや環境づくりに関するNPO 法人、まちづくりや環境学習を研究する大学、インクルーシブな遊具の先進企業、ボランティア等の人々が、運営管理に関わりやすいように、養成講座の実施、活動のルールづくり、活動拠点づくり、支援体制づくりなどについて、施設供用開始前から整えていく必要がある。

#### ② 多様な参加者の運営管理への積極的受け入れ

多様な団体の運営管理への積極的受け入れを図る。特に維持管理業務とも連携し、 維持管理業務の当事者団体や地域住民団体等の受け入れを図る。

また、広場に関する参加プログラム開催などの場面でも、幅広い運営面での参加が出来るよう、情報の発信や問い合わせへのコミュニケーション段階から、きめ細かな配慮が必要である。

# (3) 運営の改善

① コミュニケーション対応の改善

視覚や聴覚などの障がいや、日本語が十分使えないなど情報制約がある子ども達 や保護者等にも、分かりやすい情報提供の手段やツールの検討が望まれる。スマー トフォン等のアプリ活用を積極的に検討するほか、絵記号や写真、点字等を用いた 「コミュニケーション支援ボード」の作成、活用により、管理職員の幅広い対応が 可能となる。

また、身体的な障がいのみならず、様々なコミュニケーション上のニーズ(発達障がい、知的障がい、精神障がい等)を理解し、個別の状況に合わせた適切な対応が求められる。さらに、他の利用者とも理解を共感出来るように、周囲の人々にも自然に打ち解けるよう見守りとコミュニケーションの工夫が必要となる。

#### ② 利用時間等の調整

「だれもが遊べる児童遊具広場」の先行事例である東京都立砧公園「みんなのひろば」は、閉鎖管理が行われており、利用時間※も決められている。安心な遊び場として利用及び管理上のメリットもあるが、様々なニーズの中には、「人が少ない時間に静かに利用したい」、「マイペースに遊びたい」といった声も聞かれている。

通常の公園は24時間開園の自由利用であることを踏まえ、より開かれ、選択の幅のある利用が可能となる運営を、利用状況や利用者の要望に基づいて設定することが必要となる。

※東京都立砧公園「みんなのひろば」の利用時間の事例

〇春・夏(4月~8月):9時~17時

〇秋•冬(9月~3月):9時~16時

## ③ プレイワーカー(遊び場専門スタッフ)配置の検討

様々な子どもたちが一緒に楽しく遊ぶための補助や見守りをする専門のプレイワーカー(遊び専門運営スタッフ)やボランティアがいると、より利用しやすい広場となることが期待される。

プレイワーカーは、様々なニーズを察知したり、遊び場の譲り合いや協力を促し 手助けしたり、安心・安全上の専門的なチェックをするなど、幅広い仕事を担う職 能である。

また、参加プロブラムなどでは、プレイワーカーが子どもたちの交流やコミュニケーションの橋渡しをすることで、より積極的な参加が期待できる。

先行事例の利用者の声には、プレイワーカーの配置を望む声が多くあったほか、 公園管理者もその必要性を感じている実状があり、運営管理の計画時には、プレイ ワーカー配置について検討する。

#### (4)参加プログラム

「だれもが遊べる児童遊具広場」で、様々な子ども達の利用が広まり、より一層 楽しめるように、参加プログラムの企画と実施が望まれる。

企画の発信だけでは、これまで公園を利用できなかった子ども達や保護者等にとって、参加しづらいことも考えられる。そのような場合は、地域の関係施設・団体との連携やプレイワーカーなど、橋渡し役となるような人たちによる運営協力や支援を得ることで、プログラムへより参加しやすい雰囲気をつくることが期待できる。

# 5 情報の発信

多くの人が自由に利用し、幅広い人の関わりが得られるようにするための、情報 発信が重要となる。

整備の検討段階から、地域の様々な人に知ってもらえるよう十分な広報を行い、 利用の促進に繋げていく必要がある。その際、"だれもが遊べる"という目的で整備された広場であることが的確に伝わるように留意する。

#### 【解 説】

#### (1)遊び場の広報と宣伝

「だれもが遊べる児童遊具広場」の整備検討段階から、様々な人に、遊び場の性格や特徴も含めて広く知ってもらい、利用の促進に繋げる。

情報発信ツールとして、例えば「障がいと遊び」などをテーマとした冊子の製作・配布などは効果が期待される。

#### ① 広報による周知

行政の広報による情報の発信の手段を十分活用し、教育施設や公共施設、地域のメディア(テレビ・ラジオ・新聞・広報紙・地域情報誌・WEB 媒体等)へ広く発信する。

#### ② 宣伝による周知

公園管理者が利用促進を目的に、経費をかけて宣伝することも考えられる。この 場合、比較的費用対効果が得られる WEB を利用した手段が取り組みやすい。ホームページの充実や SNS 等を利用したタイムリーな発信は宣伝効果も期待できる。 ホームページでは、特設ページを開設し、意見コーナーなどもつくることが望まれる。

#### (2) 来園前の情報提供

「だれもが遊べる児童遊具広場」を知った様々な利用希望者が、スムーズに施設の様子を知り、自分に合った利用の判断が出来るよう、公園管理者からの、きめ細やかで分かりやすい情報提供が必要である。

## ① ホームページやリーフレット類による情報提供

こうした情報提供はホームページが適しており、ウェブアクセシビリティにも留意し、その充実を図る必要がある。ただし、様々な利用者がいることを踏まえ、リーフレットなどの媒体も用意を検討する。その場合、多様なニーズごとに必要とさ

#### V 管理

れる情報を整理し、表現方法も工夫して、それぞれの対象者別で作成することも検討する。

来園前の情報提供は次のような内容が考えられ、必要に応じて柔軟に対応する。

#### 〇広場の場所と行き方

- 所在地、地図、公共交通機関によるアクセス
- ・駐車場は身障者用の規模や広場への経路などの情報 等

# 〇広場の内容と紹介

- ・全体図、エリア図、遊具の紹介、それぞれの写真・動画
- ・遊び方やすごし方を映像体験できる動画 等

#### ○便益施設等の利用案内

- トイレの写真付情報、休憩施設の写真付情報
- ・遊び場の囲いや出入口の情報 等

#### 〇広場や公園で行われるプログラム等の情報

- 参加の判断が可能な内容情報、サポートスタッフ等の有無
- ・プログラム等のスケジュール 等

#### (3) 公園内や広場での情報提供

公園利用者への情報提供は、案内板を設置するほか、園内には経路を示すサイン 等を設置する。

できれば、リーフレット類や音声ガイドなどを用意し、広場への移動がスムーズに行えるよう様々な情報提供に配慮する。

情報発信内容に応じて、子ども用、大人用の2つを用意することが望まれる。

#### ① 公園案内板・広場案内板・サイン類

広場が、公園の一部に整備される場合は、その位置と経路が分かるように、公園の出入口と駐車場に公園案内板を設置する必要がある。

公園案内板は、広場やバリアフリートイレ、広場に至る園路などが分かりやすく 描かれているものを設置する。

広場案内板は、広場の出入口付近に配置し、各遊具の位置関係や規模感とともに、 対象年齢や遊び方などを、わかりやすく表示する。

広場から、出入口、駐車場、トイレ、管理事務所等への経路には、必要に応じてサイン類を設置する。

これらは様々な利用者にとって、見やすく、分かりやすくなるよう十分配慮する ことが求められ、表現や配色、文字のフォント、ピクトグラムのデザインなど、細 かな点まで検討する。

これらの情報提供については、様々な利用者のニーズや運営管理者の声が反映されるよう、また、表現や内容についての工夫等がなされるよう、計画段階から協議や検討がもたれることも必要とされる。



写真1 ピクトグラム・点字・触知図を使用した公園案内板の事例 (練馬区立豊玉公園)



写真2 広場案内板の事例 (都立砧公園みんなのひろば)

#### ② リーフレット類

リーフレット類に使用する図柄、色彩、文字、デザインは、できるだけ設置された案内板やサインと統一して作成する。文字の大きさや表現等は、読みやすさ、分かりやすさに十分配慮する。

点字によるリーフレット類の作成に当たっては、利用する当事者の確認を行うことが望まれる。

配布については、公園出入口の公園案内板、広場案内板、管理事務所などに透明 ケース等を利用して、自由に利用者が入手できるようにする。また、公園ホームページにて、閲覧、ダウンロードできるようにする。

まずは、公共の公園ガイドや公園ホームページにおいて、分かりやすいバリアフリーマップを掲載していくことも、効果的である。





写真1 都立砧公園みんなのひろばのパンフレット 左が表頁、右が裏頁。

# ③ 音声案内等

園内の音声ガイドには目的別に、注意喚起、目的地誘導、音声解説などがあり、設置は、公園全体のユニバーサルデザイン対応の中で検討されることが必要である。とくに、周辺地域に視覚障がい者関連の施設が立地しているなど、それぞれの公園ごとの状況に合わせて対応する。

広場特有の対応としては、広場内の位置関係を示す音声誘導、遊具の遊び方や注意点などの音声解説、遊びの経過時間を知らせるチャイム類が考えられるが、音刺激による特別感が増したりすると楽しさ的に逆効果となる場合もあるので、地域ニーズ等に応じて慎重に導入を検討する。

公園で利用できる主な音声案内のシステム例は次の通り。

- 〇人を感知するセンサーによる音声注意喚起システム
  - 設定エリア内の人をセンサーで感知し、注意や案内を流す。
- 〇歩行者等安全支援情報システム(PICS方式)
  - 交差点等に設置する光通信装置と歩行者が所持する携帯端末が、双方向 に情報をやり取りすることにより、移動を支援する。
- ORFID (媒体が電波・電磁波のシステム)
  - ・貸出 ID カードを使用し、サイン等に接近すると自動で案内等を流す。
- OQRコードによる道案内システム
  - スマートフォン等で道等に設置された QR コードを撮影し、道案内等の 情報提供を行う。



# 6 継続的な改善

全ての人にとって完璧なユニバーサルデザインの遊び場整備はきわめて困難な取組である。

そのため、供用開始後も、さらにより良い施設となるように利用状況等を調査 し、結果を基にした継続的な改善を行う必要がある。

また、「だれもが遊べる児童遊具広場」は、国内では整備事例も少ない状況である。今回、このガイドラインを作成したことで終わりではなく、今後も事例収集や情報共有により、様々な関係者が検討、改善を積み重ねていくことが重要である。

「だれもが遊べる児童遊具広場」が、特別なものではなく、ごく普通に整備され、利用されるよう、継続的な改善を進めることとする。

#### 【解 説】

#### (1) 利用状況等の把握と評価による改善

供用開始後の広場では、「様々な子ども達が一緒に、楽しく遊ぶことが出来ているか。」「利用上の施設や管理運営に課題はないか。」「様々な人々の関わりが広がっているか。」など、"だれもが遊べる"と位置付けられた広場の利用状況を把握し、必要に応じて利用実態調査を実施し、事後評価を行う。

また、利用実態調査のほかにも、不特定多数の人の関心や周知度を知る調査も検討する。例えば、公園最寄りの駅や商業施設の一角でアンケートを行うオープンハウスなどの手法、それも簡単に回答できるシールアンケートなどは効果的である。 評価の中で、課題が抽出された場合は改善を行う。また、高評価を受けた事例などは、管理者同士で共有するとともに、広報などでも発信してさらなる利用促進に活かしていく必要がある。

### (2) 利用状況等の把握方法

① 維持管理での観察・施設チェック

公園管理者が行う巡回時の点検の際に、遊具などの施設の状態、子ども達の遊ぶ様子を観察し、気づいた点などを記録する。

#### ② モニター調査

公園管理者や広場に関わる多様な団体などが、実際に利用している子どもや保護 者等から、インタビューやアンケートを行い、利用実態や意見・感想の回答を収集 する。調査結果は整理・集計・分析し、評価や課題を抽出する。

#### ③ 公園管理者による情報収集

管理事務所などに意見箱等の設置、イベント時などのアンケート実施、ホームページによる意見受付、電話・FAX・メールの意見提出先の明示など、常に意見や感想、要望が得られるような取組みが必要となる。

#### (3) 他の広場づくりとの情報の共有

「だれもが遊べる児童遊具広場」は、当面は、どの公園でも先進的な施設として整備される。計画から始まり、整備、供用、改善といった各段階における具体的な情報は、同様の施設を求める利用者、整備担当者、施設メーカー等にとって、非常に貴重で参考となる。そのため、ホームページ等での情報発信、関係団体等との積極的な連携等による情報共有を進めていく必要がある。



写真1 モニター調査の実施状況 (都立砧公園)



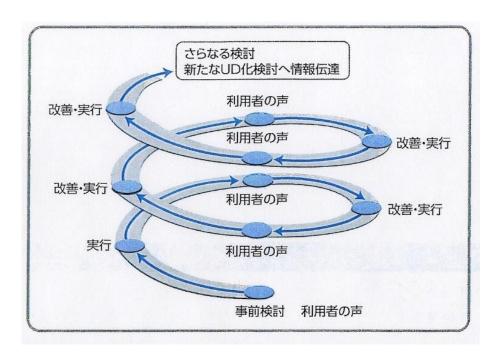
写真2 インクルーシブパーク体験イベント 遊具メーカーが実施。2020 年 12 月。 (江東区立豊洲公園)

# (4) スパイラルアップによる改善

利用状況の調査等により、遊具や広場施設等の状態や利用した人の意見・要望が収集されるが、それらを分析、評価して、課題を抽出することで、改善への方向性を見出していくことが必要である。さらにその後、改善策を実施し、利用の向上に繋げる。

「だれもが遊べる児童遊具広場」では、様々な人々が関わることから、多様な評価や課題が抽出されることも想定される。こうした際には、ユニバーサルデザインの基本的な考え方の一つであるスパイラルアップの改善・実行(次図参照)により、効率的で質の高い改善を得ることが期待できる。

また、あらゆる子ども達が自由に遊ぶという新しい施設のため、安全を損なう事象が発生した際には、迅速かつ柔軟な対応が求められる。そのためには、事象情報やヒヤリハット情報、対応情報等の蓄積や共有などを含めて、日常からよりよい広場づくりへの意識づくりと体制づくりが重要になる。



資料:福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン 平成 18(2006)年1月 東京都

図 Ⅵ − 6 − 1 改善に向けたスパイラルアップイメージ図